

※変更箇所を赤字で記載  
※附属資料は、変更があった資料のみ添付

令和 8 年 2 月 1 0 日

(名称) 防府市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

防府市は山口県のほぼ中央に位置し、東は周南市、北から西にかけては山口市と接している。人口分布と高齢化の状況をみると、防府駅を中心とした中央部に人口が集中し、周辺部は中央部に比べ人口が少なく、高齢化率が高くなっている。

本市の公共交通網は、鉄道、高速バス、路線バス、乗合タクシー、タクシー、離島航路で構成されており、そのうち路線バスについては、防長交通株式会社とJRバス中国株式会社により運行されている。しかし、人口減少や少子高齢化、自家用車の普及により公共交通の利用者は伸び悩んでおり、また昨今の物価高騰等、厳しい経営状況に直面するバス事業者において、事業の継続に向けた取り組みは喫緊の課題となっている。ただ、学生、高齢者や障害者などのマイカーを持たない、あるいは、利用することができない人々にとっては、社会生活をおくるにあたり、安全・安心・快適な交通手段の確保・維持は極めて重要である。

今回申請する5系統は、防府と近隣の山口市・周南市を連絡し、通勤や通学、買い物や通院など、先述した公共交通を必要とする人々の日常生活での広域移動に必要な路線となっているが、自治体や交通事業者の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用し、運行を維持することが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

生活交通路線を維持していくため、関係市町と連携し、地域住民のニーズに沿ったダイヤ設定や利用実態に即した効率的なダイヤ編成をすることで、利便性の向上及び経常収支率の改善を図る。

#### 【指標①】 路線バスの年間利用者数（デマンドタクシー含む）

・ 幹線補助系統では地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し令和8年度計画期間中の利便向上を図ることで、計画の目標値（約 1,032 千人/年）を目指す。

#### 【指標②】 路線バス収支率（自主運行路線除く、デマンドタクシー含む）

・ 幹線補助系統では地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し令和8年度計画期間中に令和6年度実績値を維持することで、計画の目標値（50.0%）を目指す。

#### 【指標③】 路線バスの利用者1人あたりの行政負担額（自主運行路線除く、デマンドタクシー含む）

・ 幹線補助系統では地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し令和8年度計画期間中の利便向上を図ることで、計画の目標値（約 95 円/人）を目指す。

(防府市地域公共交通計画 P 37 参照)

## (2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。

また、広域的・幹線的な系統と地域的・支線的な系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 交通系 IC カードやバスロケーションシステム、スマホ定期券による利便性向上策の実施（各バス事業者）
- ・ バス半額手形やこども 50 円バス、デジタルチケット等の利用促進策の実施（各バス事業者）
- ・ 鉄道・路線バス等の公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（市、各バス事業者）
- ・ 防府市地域公共交通活性化協議会等による利用者意見の把握・反映
- ・ 小学校や高齢者サークル、各種イベント会場におけるバスの乗り方教室の開催

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり。（該当系統を色づけ）

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 のとおり。（該当系統を色づけ）

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 利用者数・収支率等については、事業者からのヒアリングにより評価・測定を実施
- ・ 防府市地域公共交通活性化協議会で事業の進捗状況を評価・検討
- ・ そのほか、上位の計画の改訂や社会情勢の変化、交通分野における技術革新など特段の配慮が生じた場合は、防府市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、必要に応じて計画の見直しを実施

（防府市地域公共交通計画 P 38 参照）

## 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

**【地域間幹線系統のみ】**

※別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり（該当箇所を色づけ）

## 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

該当なし

## 11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（防長交通）

- ・ 乗合バスの平均使用年数は約20年と長期化しており、運行を維持する為にも、そうした老朽車両の代替を進めていく必要がある。
- ・ 老朽車両の代替が滞ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といった事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。
- ・ 地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するためにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。

（JRバス中国）

- ・ JRバス中国（株）における一般乗合バス車両の平均車両は令和6年9月末時点で10.9年であり、車齢20年を超える車両もあり、使用年数が長期化し老朽化が懸念される。
- ・ 高床車は保有していないが、老朽車両（ワステップ<sup>°</sup>）を新車（ノンステップ<sup>°</sup>）に代替することは、利用者の利便性向上及び安全・快適な移動手段の確保並びに運行の確保のため、車両の代替は重要である。

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## （1）事業の目標

（防長交通株式会社）

- ・ 老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和7年9月末時点における低床車両比率は89%（170両）の見込みであるが、これを令和8年9月末までに92%以上（176両）とする。

（JRバス中国株式会社）

- ・ 老朽取替時には、ノンステップ車両を導入する。
- ・ 山口県内において、一般路線バスの低床車両比率（ワステップ<sup>°</sup>含む）は、令和6年9月末時点で、100%（23両）である。
- ・ また、JRバス中国（株）全体の一般路線バス低床車比率（ワステップ<sup>°</sup>含む）についても、令和6年9月末時点で、100%である。

## (2) 事業の効果

新たに車両を取得することにより、地域間幹線バスシステムの維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 6、表 7 を添付。（該当箇所を色づけ）

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 7 年 2 月 防府市地域公共交通活性化協議会（書面決議）  
地域公共交通確保維持事業に係る令和 7 年度運行分の変更認定
- ・ 令和 7 年 6 月 防府市地域公共交通活性化協議会  
地域公共交通計画認定申請書の内容について合意
- ※ 山口市・周南市へ協議結果の事後共有（合意済）

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通活性化協議会のメンバーとして市民代表、老人クラブ等幅広い利用者に参加いただき、広く意見を募っている。計画に基づき運行することにより、利用者の利便を確保するとともに、生産性向上の取組結果を検証し、今後の改善につなげていくことにより、交通弱者の方々の移動手段として必要なバスシステムの確保・維持を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県防府市寿町7番1号

(所 属) 防府市総合政策部政策推進課

(氏 名) 主任主事 鶴原 浩平

(電 話) 0835-25-2299

(e-mail) seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。